

日本神経回路学会著作権規程

(平成 23 年 3 月 7 日理事会制定)

(目的)

第 1 条 本規程は、日本神経回路学会学会（以下本学会とする）に投稿される著作物に関する会員及び投稿者（以下、あわせて「会員等」という。）の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(1) 本著作物 著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 本学会発行の論文誌に投稿される論文、解説記事等
- ② シンポジウム、全国大会、本学会が主催若しくは共催する国際会議等の予稿又はプロシーディングス原稿
- ③ 上記の著作物で、ホームページ（Web ページ）等公衆送信で提供するものなど

(2) 本著作者 会員等であって、著作権法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものをいう。

(3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第 21 条（複製権）、第 22 条（上演権及び演奏権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 24 条（口述権）、第 25 条（展示権）、第 26 条（頒布権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利を含む。

(著作権の帰属)

第 3 条 本著作財産権は、すべて本学会に帰属する。

2 本著作財産権は、本著作者が本学会に対して本著作物を投稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。

3 投稿された本著作物が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会は、本著作財産権を本著作者に対して返還する。

(著作者による著作物の使用)

第 4 条

著作者の利便性を損なわないため、著作者自身の自らの著作物の利用に際しては、別途規定する条件に適合する場合、本学会の許諾を必要としない。

2. 著作者以外の個人または法人である第三者が、本学会の個別の著作物の全部または一部の利用を希望する場合には、著作物利用承諾願を用いて本学会に利用許諾を求めなければ

ならない。この場合に本学会が適当と認めたものに限り、許諾を行うものとする。

(二重譲渡の禁止)

第 5 条 本著作者は、本学会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第 6 条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第 8 条 本規程に定めなき事項及び本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(例外的取扱い)

第 9 条 本会と他の学協会等が協力して開催する事業活動の際に、論文原稿等を募る場合において、他の学協会等との間で別段の取決めがなされた場合には、当該取決めを本規程に優先して適用することができる。

(既発行の著作物の取扱い)

第 10 条 本規程の施行前に本学会が著作権を有する著作物については、著作者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程の各号を準用する。

附 則

1. 本規程は、2008 年 9 月理事会で改正された投稿規程を元に作成した。
2. 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については「著作権法」に拠る。
2. 本規程の改正は、理事会の承認を受けるものとする。
3. 本規程は、平成 23 年 3 月 7 日、理事会において承認制定。
4. 本規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

別表 日本神経回路学会論文誌掲載論文等の著作権利用申請基準

申請者	利用対象	利用先媒体	著作権利用 許諾申請	許諾申請不要である事の条件	
				時期	その他の条件
著作者	解説と連載	個人サーバー または 所属機関サーバー	右記の条件 を満たせば 不要	掲載後1年 経過後	J-Stage 版 PDF の利用または J-Stage へのリ ンク
	研究論文（解説と連載以外）等			掲載後	
	全ての記事	電子メール 添付	右記の条件 を満たせば 不要	掲載後	特定の個人に 対して J- Stage 版 PDF を配信する
	全ての記事	印刷物、講演等 その他の媒体	右記の条件 を満たせば 不要	掲載後	書誌情報 ¹⁾ の明示
著作者の 所属 機関	解説と連載	所属機関サーバー	右記の条件 を満たせば 不要	掲載後1年 経過後	J-Stage 版 PDF の利用または J-Stage へのリ ンク
	研究論文（解説と連載以外）等	(機関リポジトリ)	右記の条件 を満たせば 不要	掲載後	
第三者	解説と連載	機関サーバー 等及び印刷 物、講演等そ 他の媒体	要	掲載後1年 経過後	J-Stage 版 PDF の利用または J-Stage へのリ ンク
	研究論文（解説と連載以外）等		要	掲載後	

¹⁾ 書誌情報例：著作者名、雑誌名、巻、号、頁、発行年など

2. 著作物利用に関する注意事項（具体例）

2. 1 二次的利用（翻訳等）に関する契約上の基本方針

本学会が著作権を有する著作物で、翻訳等の二次的利用の契約については、原則として以下の方針で対処する。

（1） 非独占的な権利の許諾とする。

・ 翻訳出版社が翻訳出版した論文であっても、本学会が自由に翻訳・出版ができる権利を留保する。

（2） 許諾利用料、権利の責任範囲、契約有効期間を必ず明記する。

（3） 本学会著作物の電子化利用（DVD、CD-ROM、Web 等）についての契約は、その利用方法、範囲等を明確にするよう努力する。

（4） 二次的利用が、営利目的である場合、実際に翻訳される時点で、本学会において審議するので、利用者には許諾申請をお願いする。また、翻訳にあたっては、出所の明示、権利の表示をお願いする。